

議案第3号

佐久市教育委員会組織規則及び佐久市公民館条例施行規則の一部を  
改正する規則の制定について

佐久市教育委員会組織規則（平成17年佐久市教育委員会規則第5号）及び  
佐久市公民館条例施行規則（平成17年佐久市教育委員会規則第25号）の一  
部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 4年 2月17日  
佐久市教育委員会教育長

令和 4年 2月 日  
佐久市教育委員会

佐久市教育委員会組織規則及び佐久市公民館条例施行規則の一部を  
改正する規則

【改正理由】

これは、令和4年4月1日付けで、市の組織機構及び分掌事務の見直しを  
行うことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市教育委員会組織規則及び佐久市公民館条例施行規則の一部を  
改正する規則

(佐久市教育委員会組織規則の一部改正)

第1条 佐久市教育委員会組織規則（平成17年教育委員会規則第5号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第2号の表中

「  
生涯学習係 青少年係  
」

を

「  
生涯学習係 公民館係 青少年係  
」

に改める。

別表中

社会教育部	生涯学習課	生涯学習係	1 部の庶務及び調整に関すること。 2 部の建設工事請負人等選定委員会に関すること。 3 社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。 4 社会教育委員等の委嘱及びこれらの会議に関すること。 5 社会教育に係る調査及び統計に関すること。 6 生涯学習の振興に関すること。 7 ユネスコ活動に関すること。 8 視聴覚教育に関すること。 9 生涯学習資料の刊行、情報交換、調査研究に関すること。
		青少年係	1 青少年の育成に関すること。 2 青少年のための社会環境浄化に関すること。 3 青少年関係団体の育成に関すること。 4 少年センターに関すること。 5 子ども交流に関すること。

を

社会教育部	生涯学習課	生涯学習係	1 部の庶務及び調整に関すること。 2 部の建設工事請負人等選定委員会に関すること。 3 社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。 4 社会教育委員等の委嘱及びこれらの会議に関すること。 5 社会教育に係る調査及び統計に関すること。 6 生涯学習の振興に関すること。 7 ユネスコ活動に関すること。 8 視聴覚教育に関すること。
-------	-------	-------	--

		9 生涯学習資料の刊行、情報交換、調査研究に関する事。
	公民館係	1 公民館運営審議会に関する事。 2 佐久市民会館の管理及び運営に関する事。 3 佐久市市民創錬センターの管理及び運営に関する事。 4 佐久市駒の里ふれあいセンターの管理及び運営に関する事。 5 公民館、地区館及び地域公民館内の連絡調整に関する事。 6 公民館活動の振興に関する事。 7 図書、資料等の整備及び利用に関する事。 8 公民館報に関する事。
	青少年係	1 青少年の育成に関する事。 2 青少年のための社会環境浄化に関する事。 3 青少年関係団体の育成に関する事。 4 少年センターに関する事。 5 子ども交流に関する事。

に改める。

(佐久市公民館条例施行規則の一部改正)

第2条 佐久市公民館条例施行規則(平成17年教育委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「第27条」を「第27条第1項」に、「公民館に」を「佐久市中央公民館(以下「公民館」という。)に」改め、「及び事務長」を削り、同条を第2条とする。

第5条第2項を削り、同条を第3条とする。

第6条第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を削り、第6項を第4項とし、同条を第4条とする。

第7条を削り、第8条を第5条とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表 (第1条関係)

○佐久市教育委員会組織規則(平成17年4月1日教育委員会規則第5号)

(事務局及び教育機関の内部組織等) 第2条 事務局に次の各号に掲げる部を置き、その下に、内部組織として、当該各号の表の左欄に掲げる課又は室(以下「課等」という。)を置き、それぞれの課等に同表の右欄に掲げる係を置く。 (1) 略 (2) 社会教育部		(事務局及び教育機関の内部組織等) 第2条 事務局に次の各号に掲げる部を置き、その下に、内部組織として、当該各号の表の左欄に掲げる課又は室(以下「課等」という。)を置き、それぞれの課等に同表の右欄に掲げる係を置く。 (1) 略 (2) 社会教育部	
課等名	係名	課等	係
生涯学習課	公民館係 青少年係	生涯学習課	生涯学習係 青少年係
文化振興課	文化施設係 文化財保護係 文化財調査係	文化振興課	文化振興係 文化施設係 文化財保護係 文化財調査係
スポーツ課	スポーツ推進係 スポーツ施設係	スポーツ課	スポーツ推進係 スポーツ施設係
2及び3 略			
別表(第3条関係)			
部	課等	部	分掌事務
社会教育部	生涯学習課	社会教育部	生涯学習係
			1 部の庶務及び調整に関すること。 2 部の建設工事請負人等選定委員会に関すること。 3 社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。 4 社会教育委員等の委嘱及びこれらの会議に関すること。 5 社会教育に係る調査及び統計に関すること。 6 生涯学習の振興に関すること。 7 コミュニティ活動に関すること。 8 視聴覚教育に関すること。 9 生涯学習資料の刊行、情報交換、調査研究に関すること。
			公民館係
			1 公民館運営審議会に関すること。 2 佐久市民会館の管理及び運営に関すること。 3 佐久市民創縁センターの管理及び運営に関すること。 4 佐久市駒の里ふれあいセンターの管理及び運営に関すること。 5 公民館、地区館及び地域公民館内の連絡調整に関すること。 6 公民館活動の振興に関すること。 7 図書、資料等の整備及び利用に関すること。 8 公民館報に関すること。
			青少年係
			1 青少年の育成に関すること。 2 青少年のための社会環境浄化に関すること。 3 青少年関係団体の育成に関すること。 4 少年センターに関すること。 5 子ども交流に関すること。
			文化振興課
			スポーツ課

新旧対照表 (第2条関係)

○佐久市公民館条例施行規則 (平成17年4月1日教育委員会規則第25号)

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐久市公民館条例 (平成17年佐久市条例第204号) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 佐久市中央公民館 (以下「公民館」という。) に館長を置く。</p> <p>第3条 公民館の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公民館の庶務に関すること。</p> <p>(2) 公印の管守に関すること。</p> <p>(3) 公民館運営審議会に関すること。</p> <p>(4) 佐久市民会館条例 (平成17年佐久市条例第202号) に規定する佐久市民会館の施設及び設備の維持管理及び利用に関すること。</p> <p>(5) 佐久市市民創錬センター条例 (平成27年佐久市条例第23号) に規定する佐久市市民創錬センターの施設及び設備の維持管理及び利用に関すること。</p> <p>(6) 佐久市駒の里ふれあいセンター条例 (平成17年佐久市条例第218号) に規定する佐久市駒の里ふれあいセンターの施設及び設備の維持管理及び利用に関すること。</p> <p>(7) 公民館、地区館及び地域公民館内の連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 学級、講座及び展示会の開催に関すること。</p> <p>(9) 図書、資料等の整備及び利用に関すること。</p> <p>(10) 社会教育団体、学習グループ等の育成に関すること。</p> <p>(11) 広報活動に関すること。</p> <p>(職員の間)</p> <p>第4条 社会教育法 (昭和24年法律第207号) 第27条の規定により、公民館に館長及び事務長を置き、公民館及び地区館にそれぞれ必要な職を置く。</p> <p>2 前項に規定する職は、事務職員又はその他の職員をもって充てる。</p> <p>(地区館長)</p> <p>第5条 地区館に地区館長を置く。</p> <p>2 地区館長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の地区館長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(館長等の職務)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐久市公民館条例 (平成17年佐久市条例第204号) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(係の設置)</p> <p>第2条 佐久市中央公民館 (以下「公民館」という。) に公民館係を置く。</p> <p>(事務の分掌)</p> <p>第3条 公民館係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公民館の庶務に関すること。</p> <p>(2) 公印の管守に関すること。</p> <p>(3) 公民館運営審議会に関すること。</p> <p>(4) 佐久市民会館条例 (平成17年佐久市条例第202号) に規定する佐久市民会館の施設及び設備の維持管理及び利用に関すること。</p> <p>(5) 佐久市市民創錬センター条例 (平成27年佐久市条例第23号) に規定する佐久市市民創錬センターの施設及び設備の維持管理及び利用に関すること。</p> <p>(6) 佐久市駒の里ふれあいセンター条例 (平成17年佐久市条例第218号) に規定する佐久市駒の里ふれあいセンターの施設及び設備の維持管理及び利用に関すること。</p> <p>(7) 公民館、地区館及び地域公民館内の連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 学級、講座及び展示会の開催に関すること。</p> <p>(9) 図書、資料等の整備及び利用に関すること。</p> <p>(10) 社会教育団体、学習グループ等の育成に関すること。</p> <p>(11) 広報活動に関すること。</p> <p>(職員の間)</p> <p>第4条 社会教育法 (昭和24年法律第207号) 第27条の規定により、公民館に館長及び事務長を置き、公民館及び地区館にそれぞれ必要な職を置く。</p> <p>2 前項に規定する職は、事務職員又はその他の職員をもって充てる。</p> <p>(地区館長)</p> <p>第5条 地区館に地区館長を置く。</p> <p>2 地区館長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の地区館長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(館長等の職務)</p>

新	旧
<p>第4条 館長は、上司の命を受けて公民館及び地区館の行う各種の事業の企画、実施その他必要な事務を行い、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 館長は、事業計画を実施するに当たっては、事業対象者の意見を尊重し、適切な方法及び内容を決定し、有効な事業の実施を図るよう努めるものとする。</p> <p>3 地区館長は、地区館事業の円滑な実施と地域公民館の活動の育成のため、必要な事務を行い、所属職員を監督する。</p> <p>4 事務職員その他の職員は、上司の命を受けて分掌事務をつかさどり、職務に従事する。</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (令和 年 月 日教育委員会規則第 号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>第6条 館長は、上司の命を受けて公民館及び地区館の行う各種の事業の企画、実施その他必要な事務を行い、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 館長は、年度未までに、次年度における公民館の活動方針及び事業計画を作成し、佐久市教育委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>3 館長は、事業計画を実施するに当たっては、事業対象者の意見を尊重し、適切な方法及び内容を決定し、有効な事業の実施を図るよう努めるものとする。</p> <p>4 地区館長は、地区館事業の円滑な実施と地域公民館の活動の育成のため、必要な事務を行い、所属職員を監督する。</p> <p>5 事務長は、上司の命を受けて公民館業務を掌理し、所属職員を監督する。</p> <p>6 事務職員その他の職員は、上司の命を受けて分掌事務をつかさどり、職務に従事する。</p> <p>(専決)</p> <p>第7条 事務長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）第4条の規定を準用する。この場合において、同条及び別表第2中「課長」とあるのは、「事務長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 公民館の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、生涯学習課長に合議しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>

議案第4号

佐久市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

佐久市教育委員会公印規則（平成17年佐久市教育委員会規則第10号）の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 4年 2月17日  
佐久市教育委員会教育長

令和 4年 2月 日  
佐久市教育委員会

## 佐久市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

### 【改正理由】

これは、公印の管守者の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

## 佐久市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

佐久市教育委員会公印規則（平成17年佐久市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 佐久市中央公民館長印の項管守者の欄中「中央公民館長」を「生涯学習課長」に改め、同表佐久市各公民館長印の項管守者の欄中「各公民館長」を「生涯学習課長」に改め、同表佐久市立中央図書館長印の項管守者の欄中「図書館長」を「中央図書館事務長」に改め、同表佐久市立近代美術館長印の項管守者の欄中「美術館長」を「近代美術館事務長」に改め、同表佐久市立天来記念館長印の項管守者の欄中「天来記念館長」を「文化振興課長」に改め、同表佐久市立望月歴史民俗資料館長印の項管守者の欄中「歴史民俗資料館長」を「文化振興課長」に改め、同表佐久市五郎兵衛記念館長印の項管守者の欄中「五郎兵衛記念館長」を「文化振興課長」に改め、同表佐久市川村吾蔵記念館長印の項管守者の欄中「川村吾蔵記念館長」を「文化振興課長」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



新旧対照表

○佐久市教育委員会公印規則（平成17年4月1日教育委員会規則第10号）

新						旧					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
名称	ひな型 (別表 第2)	寸法 (単位 メートル)	書体	管理者	個数	名称	ひな型 (別表 第2)	寸法 (単位 メートル)	書体	管理者	個数
略						略					
佐久市中央公民館長印	4	方21	かい	生涯学習課長	1	佐久市中央公民館長印	4	方21	かい	中央公民館長	1
佐久市各公民館長印	5	方21	かい	生涯学習課長	各1	佐久市各公民館長印	5	方21	かい	各公民館長	各1
略						略					
佐久市立中央図書館長印	10	方20	かい	中央図書館事務 長	1	佐久市立中央図書館長印	10	方20	かい	図書館長	1
佐久市立近代美術館長印	11	方20	かい	近代美術館事務 長	1	佐久市立近代美術館長印	11	方20	かい	美術館長	1
略						略					
佐久市立天来記念館長印	13	方20	てん	文化振興課長	1	佐久市立天来記念館長印	13	方20	てん	天来記念館長	1
佐久市立望月歴史民俗資料 館長印	14	方20	てん	文化振興課長	1	佐久市立望月歴史民俗資料 館長印	14	方20	てん	歴史民俗資料 館長	1
佐久市五郎兵衛記念館長印	15	方20	かい	文化振興課長	1	佐久市五郎兵衛記念館長印	15	方20	かい	五郎兵衛記念館 長	1
佐久市川村吾藏記念館長印	16	方20	てん	文化振興課長	1	佐久市川村吾藏記念館長印	16	方20	てん	川村吾藏記念館 長	1

附 則（令和 年 月 日教育委員会規則第 号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第5号

佐久市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程の制定について

佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の一部を改正する規程を、別紙のとおり制定する。

令和 4年 2月17日  
佐久市教育委員会教育長

令和 4年 2月 日  
佐久市教育委員会

佐久市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

【改正理由】

これは、令和4年4月1日付けで、市の組織機構及び分掌事務の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

社会教育部	生涯学習課	1 文書の配布及び発送に関する事	○	
		2 社会教育団体の指導及び育成に関する事	○	
		3 青少年団体の指導及び育成に関する事	○	

」

を

「

社会教育部	生涯学習課	1 文書の配布及び発送に関する事	○	
		2 社会教育団体の指導及び育成に関する事	○	
		3 佐久市民会館、佐久市市民創練センター、佐久市駒の里ふれあいセンターの管理及び使用に関する事	○	
		4 公民館、地区館及び地域公民館に関する事	○	
		5 青少年団体の指導及び育成に関する事	○	

」

に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表

○佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年4月1日教育委員会訓令第2号）

新		旧		
別表第1 略 別表第2（第4条関係） 個別専決事項 教育委員会	部名	課等名	専決事項	課長部長
別表第1 略 別表第2（第4条関係） 個別専決事項 教育委員会	学校教育部	略		
	社会教育部	生涯学習課	1 文書の配布及び発送に関すること。 2 社会教育団体の指導及び育成に関すること。	○ ○
			3 佐久市民会館、佐久市市民創健センター、佐久市駒の里ふれあいセンターの管理及び使用に関すること。	○
			4 公民館、地区館及び地域公民館に関すること。	○
			5 青少年団体の指導及び育成に関すること。	○
	文化振興課	1 事務局及び教育機関内の他の課等の所管する文化施設以外の文化施設の管理及び使用に関すること。 2 文化財の保護、管理及び整理に関すること。 3 資料館の管理に関すること。 4 埋蔵文化財の保護、保存及び調査に関すること。 5 市町村誌に関すること。	○ ○ ○ ○ ○	
	スポーツ課	1 体育施設の管理及び使用に関すること。 2 各種スポーツ大会及びびスポーツ教室に関すること。 3 社会体育団体の指導及び育成に関すること。	○ ○ ○	

備考 この表に表示した「○」印は、その職位者の決裁権限を示す。

附 則（令和 年 月 日教育委員会訓令第 号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。